

創業者向け保証料割引スキーム

創業計画実施サポート割引

「創業事業者」の方の保証料率を

一律0.2%割引します！

割引後の保証料率→創業関連保証0.6%、スタートアップ創出促進保証制度0.8%

対象となるお客様

認定経営革新等支援機関※1)から創業計画の策定支援を受けた創業事業者※2)

※1)認定経営革新等支援機関

中小企業等経営強化法に基づき主務大臣の認定を受けた専門家(税理士・中小企業診断士等)です。

最寄りの認定経営革新等支援機関は、中小企業庁HPにてご確認ください。

※2)創業事業者

これから創業を予定されている方、または事業を開始した日から1年経過していない方。

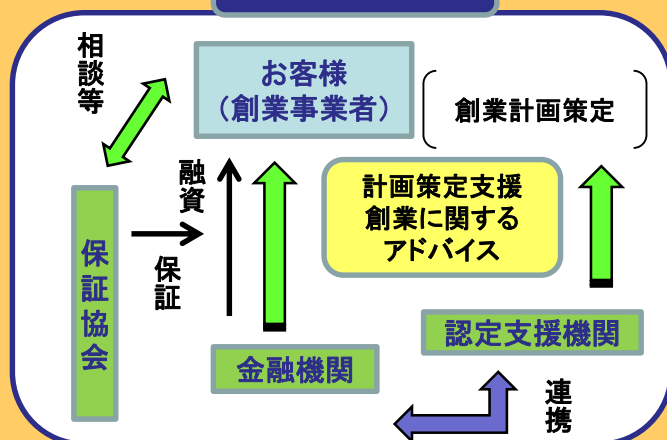
(スタートアップ創出促進保証制度は中小企業者である会社(設立予定を含む)の場合のみ対象となります。)

対象となる保証制度

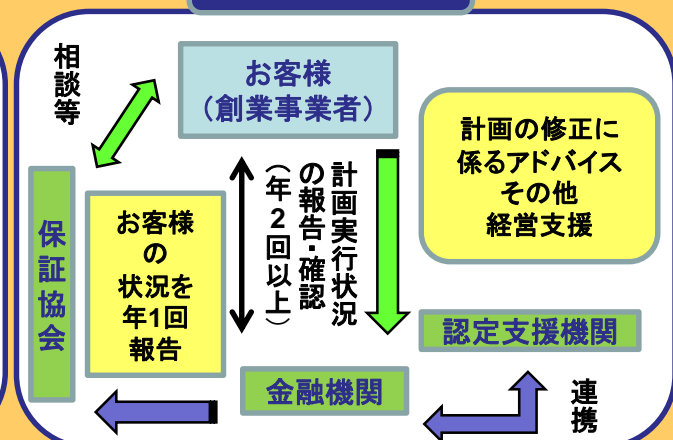
創業関連保証またはスタートアップ創出促進保証制度に限ります。

ただし、県制度・創業資金は除きます。

保証審査時



融資実行後



※スタートアップ創出促進保証制度を利用する場合は、上記の報告等に加え、同制度要綱に定められた報告等が必要となります。



千葉県信用保証協会

<https://www.chiba-cgc.or.jp/>

【お問い合わせ先】

本店 創業サポートチーム

TEL043-311-5001

